

住居確保給付金 ～転居費用補助のしおり～



令和8年7月～

三郷市

住居確保給付金（転居費用補助）とは

同一の世帯に属する方の死亡、本人もしくは同一の世帯に属する方の離職や休業等により、世帯収入が減少し住居を喪失した方、または住居を喪失するおそれのある方に対し、転居費用相当分の住居確保給付金を支給することで、これらの方の家計の改善に向けた支援を行います。

支給要件について

申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 申請者と同一の世帯に属する者の死亡、申請者もしくは申請者と同一の世帯に属する者の離職や休業等により、世帯収入額が著しく減少し、住居喪失、またはそのおそれがある。
- ② 申請日の属する月において、世帯収入額が減少した日から2年以内である。
- ③ 世帯収入額が減少する前に、申請者が主たる生計維持者であった。
- ④ 申請日の属する月における世帯収入額が、次の表の金額以下である。
（就労収入のほか年金などの収入も含む）

世帯人数ごとの収入基準額

世帯人数	収入基準額（基準額＋実際の家賃額）	
単身	基準額 89,000円＋家賃額（上限43,000円）	132,000円
2人	基準額131,000円＋家賃額（上限52,000円）	183,000円
3人	基準額157,000円＋家賃額（上限56,000円）	213,000円
4人	基準額194,000円＋家賃額（上限56,000円）	250,000円
5人	基準額232,000円＋家賃額（上限56,000円）	288,000円

- ⑤ 申請時において、世帯全員の所有する金融資産の合計額が次の表の金額以下である。（預貯金のほか、現金、債権、投資信託なども含む）

世帯人数ごとの資産基準額

世帯人数	金融資産
単身	534,000円
2人	786,000円
3人	942,000円
4人以上	1,000,000円

- ⑥ 生活困窮者自立相談支援事業における家計に関する相談支援においてその家計の改善のために以下の2点に掲げるいずれかの事由により転居が必要であり、かつ、その費用の捻出が困難である。
- ・ 転居に伴い住宅の一月あたりの家賃額が減少し、家計全体の支出の削減が見込まれること。
 - ・ 転居に伴い住宅の一月あたりの家賃額が増加するが、その他の支出の削減により家計全体の支出の削減が見込まれること。
- ⑦ 国や自治体等が実施する類似の給付を申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていない。
- ⑧ 世帯全員が暴力団員ではない。

対象経費・支給方法について

① 対象経費

対象となる経費	対象とならない経費
・転居先への家財の運搬費用 ・転居先の住宅に係る初期費用（礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料） ・ハウスクリーニングなどの原状回復費用（転居前の住宅に係る費用を含む） ・鍵交換費用	・敷金 ・契約時に払う家賃（前家賃） ・家財や設備（風呂釜、エアコン等）の購入費用

（注）支給対象外の経費については、自己負担になります。

② 支給額

下記の金額を上限として、実際に転居に要する経費を支給します。
ただし、その金額が上限額を下回る場合は、実費を支給します。

〈支給額の上限〉

転居先の住居が所在する市区町村の住宅扶助基準に基づく額の3倍

（例）転居先が三郷市内の場合

世帯人数	住宅扶助上限額	支給上限額
単身	43,000円	129,000円
2人	52,000円	156,000円
3～5人	56,000円	168,000円

（注）支給上限額を上回る場合、差額については自己負担となります。
また、実際に支出した額が支給した額を下回った場合には、差額は返還していただきます。

③ 支給方法

転居先の住宅に係る初期費用は不動産会社等の口座へ振り込みます。
それ以外の費用（家財の運搬費用等）は個々の状況に応じて、業者等の口座へ振り込む代理受領か、受給者の口座等への支給か、いずれかの方法で支給します。

申請時の必要書類について

- ① 本人確認書類の写し ※顔写真のないものは2点提出
例：運転免許証（運転経歴証明書）、マイナンバーカード、
印鑑登録証明書、健康保険資格確認書、在留カード、
各種福祉手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉
手帳）、国民年金手帳、母子健康手帳
- ② 申請者と同一の世帯に属する者が死亡、申請者もしくは申請者と同一
の世帯に属する者が離職・休業により世帯収入が減少したことを確認
できる書類の写し
例：戸籍謄本、住民票の除票、
給与明細書、離職票、雇用保険受給資格者証
- ③ 世帯全員の申請月の収入額が確認できる書類の写し
例：給与明細書、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ、
手当等金額の確認できる書類、
年金を受けている場合は年金振込通知書（年金額改定通知書）、
雇用保険の失業給付等を受けている場合は雇用保険受給資格者証
- ④ 世帯全員の申請日時点の資産が確認できる書類の写し
例：預貯金通帳
- ⑤ 住居確保給付金要転居証明書（家計相談において、家計の改善のため
に転居が必要と認められた場合に交付します）
- ⑥ 〈持ち家の場合のみ〉居住維持費用関係書類
住宅の維持に要する費用（固定資産税、火災保険料等）の月額を確認
できる書類の写し

支援が決定するまでの流れ

①家計改善支援事業の申請・実施

①家計改善支援事業の申請・実施

生活状況についてご相談ください。家計改善支援の中で、転居の必要性を確認します。
(注) 確認には通常1～6か月要します。

②住居確保給付金の支給申請

②住居確保給付金の支給申請

必要書類を揃えて、住居確保給付金の申請書を提出してください。

(注) 申請後に追加で審査・決定に必要な書類の提出を求める場合があります。書類を30日以内に提出できない場合は必ずご連絡ください。連絡がない場合や、正当な理由なく期限までに提出できなかった場合は不支給となります。

③住居探し・ 不動産仲介業者との調整

③ 住居探し・不動産仲介業者等との調整

ふくし総合相談室より示された家賃額以下の住居を探してください。

住居を確保した後、不動産仲介業者等に「入居予定住宅に関する状況通知書」への記載を依頼し、転居に要する費用が分かる書類（見積もり等）と合わせて提出してください。

④住居確保給付金の 審査・決定・支給

④ 住居確保給付金の審査・決定・支給

審査から決定まで約1か月要します。

受給資格ありと認められた場合には「住居確保給付金支給決定通知書」を交付し、転居費用相当分の住居確保給付金を支給します。

⑤転居後の報告等

⑤ 転居後の報告等

転居先への入居日から7日以内に以下3点を提出してください。

1. 賃貸借契約書（コピー）
2. 住民票の写し
3. 転居に要した費用が分かる書類（領収書等）

住居確保給付金の返還について

住居確保給付金の受給後に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合は、既に支給した給付について返還を求めることがあります。

再支給について

住居確保給付金の受給終了後、要件を満たした場合、再支給を受けることが可能です。以下のフローチャートにてご確認ください。

問1 直前の住居確保給付金の受給後に、次のいずれかの理由により世帯収入が著しく減少した

- ・ 同一の世帯に属する者の死亡
- ・ 申請者若しくは受給者と同一の世帯に属する者の離職、休業等（本人の責に帰すべき理由又は当該個人の都合によるものを除く）

はい

いいえ

問2 直前の支給があった月の翌月から起算して1年を経過している

再支給の要件に
該当しません

はい

いいえ

申請できる

直前の支給終了月の翌月から起算して
1年空いていれば、申請できる

お問い合わせ

埼玉県三郷市役所 福祉部ふくし総合支援課 ふくし総合相談室

〒340-8501 三郷市花和田648番地1

電話番号：048-930-7823（直通）

ファクス：048-953-8311

メール：fukushisoudan@city.misato.lg.jp

受付時間：午前8時45分～午後4時30分（土日・祝日、年末年始を除く）